様式第８号（第３条関係）

第　　　号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　様

産山村長　　　　　　　　 印

伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書

年　　　月　　　日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書について、下記の内容を確認したので通知します。

記

提出された伐採及び伐採後の造林の届出の概要

森林の所在場所：

伐採面積：　　　ｈａ

伐採方法：主伐（皆伐）　伐採率（１００％）

伐採の期間：　　　年　　　月　　　日から　　　年　　　月　　　日まで

伐採樹種：

伐採齢：　　　　　年

　伐採後の用途：

【留意事項】

・ 届出書の計画に従って伐採及び伐採後の造林を実施してください。届出の内容と異なる伐採及び伐採後の造林を行った場合、勧告、遵守命令等がなされる場合があります。

・ 上記命令に従わず、引き続き届出の内容と異なる伐採及び伐採後の造林が行われた場合、本確認通知書が無効になることはもとより、森林法第208条第２号の規定により罰則が適用される場合があります。

・ 伐採、搬出に当たっては、土地の保全、水源かん養、環境保全等に配慮し、当該地域及び周辺地域での土砂の流出、崩壊、その他災害が発生しないよう十分留意して行ってください。

・ 伐採後転用が実行されず、５年が経過した時点で更新が図られていない場合は、その後２年以内に天然更新補助作業又は植栽を実施しなければならないことになりますので十分注意してください。

・ 届出書に記載された伐採の期間前に伐採を行った場合、無届伐採として罰則が適用される場合があります。

・ 届出書に記載された伐採面積を超えて伐採した場合、無届伐採として罰則が適用される場合があります。

・ 届出書に記載された伐採の期間を超えて伐採する場合、新たに届出書の提出が必要ですので注意してください。

・ 届出書の記載内容を厳守するとともに、伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採してください。所在場所以外の森林を伐採し紛争が生じた場合は伐採を行う届出人の責任において解決を図ってください。

・ 伐採時の事故防止に努めるとともに、伐採用資機材の搬入・搬出及び伐採木の搬出を行う際の交通安全等、周辺地域の状況に十分配慮してください。

・ １ヘクタールを超えて伐採跡地を森林以外に転用する場合、事前に森林法第10条の２第１項に基づく県知事の許可が必要ですので注意してください（林地開発許可申請）。